

教職第597号
令和6年8月15日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 } 様
川口市立高等学校長

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

「個人別給与マスタ内容表」の確認について（依頼）

標記の件について、「個人別給与マスタ内容表」（令和6年7月分給与マスタの内容）を小中学校県費事務システムにて配信しますので事務の参考にしてください。

なお、小中学校県費事務システムの閉鎖に伴い、8月23日（金）までに印刷してください。システム閉鎖日以降は印刷できなくなりますので、御注意ください。

また、別添「確認項目一覧」を参考に、手当等に誤りがある場合は修正報告をお願いします。

記

1 確認項目

別添「確認項目一覧」のとおり

2 修正方法

修正がある場合は、市町村立学校給与等報告システムを用いて、速やかに給与報告期間中に修正報告を行ってください。

3 留意事項

●過年度の追給・戻入

過年度に支給された諸手当の追給又は戻入が発生する場合、給与追給戻入報告書又は給与特例計算報告書5を県費事務担当へ御提出ください。

●未出力職員

令和6年7月に給与支給がない職員は個人別給与マスタ内容表に出力されていません。そのため、退職、育児休業等により出力されていない職員は確認不要です。

●給料の調整額、諸手当の確認方法

令和2年9月に給与管理システムが新しくなったことから、所属異動や1日以上空けての再採用等により自動生成データが作成されるようになりました。これにより、所属が報告していない情報が最新データとして記載されている場合があります。

そのため、適用年月日の確認は不要とし、現在（令和6年8月分給与報告前）の支給・非支給情報と一致しているかの確認をお願いします。

●管理職手当

自動生成データが作成されたことにより、一時停止欄に「再開」と記載されている職員がおります。一時停止していない職員についても「再開」と記載されることがありますが、現在（令和6年8月分給与報告前）の支給・非支給情報と一致しているかの確認をお願いします。

●その他

川口市立高等学校は、定時制課程における県費負担教職員について確認してください。御不明な点等がありましたら、給与管理担当まで御連絡ください。

4 県費事務担当連絡先

お問い合わせは原則として質問票により行うようお願いします。

F A X : 048-825-0013

電子メール : a6660-09@pref.saitama.lg.jp

担 当 : 給与管理担当

電 話 : 048-830-6671

F A X : 048-830-4953

確認項目一覧（個人別給与マスタ内容表）

大項目	小項目	説明	報告画面
生年月日	—	誤報告がないか確認	直接入力(基本情報) ※ 1
住所	市区町村	市区町村が誤っていると住民税の課税地が異なるため、 <u>住民票のある市区町村と一致しているか確認</u>	
	町名以下	市区町村を含めて登録されていないか確認 例) ×さいたま市浦和区高砂3-15-1 ○高砂3-15-1	
給料の調整額	区分	・ 非支給 ・ 1 (学校)	直接入力(手当情報) ※ 2
扶養手当	適用年月日	非支給又は支給となった年月日と一致しているか確認	直接入力(手当情報) ※ 3
	配偶者	・ 0 非支給 ・ 1 支給対象 ・ Y 支給対象外 ・ X 配偶者なし	
	配偶者・子以外	該当者数記載	
	子	該当者数記載	
	特定	該当者数記載	
住居手当	適用年月日	非支給又は支給となった年月日と一致しているか確認	
	区分	・ 非支給 ・ 支給	
	家賃額	家賃額記載 住居手当額ではないので注意	
管理職手当	区分	・ 72 特支校長 ・ 75 特支教頭 ・ 81 小中校長 ・ 82 小中教頭	直接入力(手当情報) ※ 4
	一時停止	・ 一時停止 ・ 再開	

所得税 申告区分	自己該当区分	○本人障害 ・1：普通 ・2：特別 ○寡婦 ・1：寡婦 ・4：ひとり親 ○勤労学生 ・1：勤労学生 ※9：非該当は共通	所得税タブ ※5
	配偶者	・0：非該当 ・1：該当	
	扶養親族	該当者数記載	

※1 「市町村立学校給与等報告システム操作マニュアル」の p. 20 を参照してください。

※2 「市町村立学校給与等報告システム操作マニュアル」の p. 26 を参照してください。

※3 「市町村立学校給与等報告システム操作マニュアル」の p. 25 を参照してください。

※4 「市町村立学校給与等報告システム操作マニュアル」の p. 27 を参照してください。

※5 「市町村立学校給与等報告システム操作マニュアル」の p. 52 を参照してください。